

## 学生による授業評価実施に関する申し合わせ

令和2年4月1日

北都保健福祉専門学校（以下「本校」という。）が学生による授業評価（以下「授業評価」という。）について、その円滑かつ効果的な実施を図るため、次のとおり申し合わせる。

### （授業評価の目的）

第1条 授業評価は、学習に対する学生の自覚及び意欲を引き出すとともに、教員個人又は学科等（理学療法学科、作業療法学科、看護学科）による教育改善を図り、もって本校における教育の質の向上に資することを目的とする。

### （評価対象科目）

第2条 授業評価の対象は、当面、専任教員が行う授業とする。ただし、あくまで努力目標とする。

2 非常勤講師の授業評価は各教員の自由意志とする。

### （評価の実施）

第3条 授業の進行中あるいは終了した時点で、事務職員がネットシステムあるいは用紙配付によって行う。

2 各教員は回収されたアンケート結果をまとめ、学生にフィードバックする。

3 各教員の評価結果は校長へ提出する。

### （評価の内容）

第4条 授業評価は、教員の授業方法、授業過程及び授業成果について行う。

### （評価の項目）

第5条 授業評価の評価項目は、学生の授業態度や教員による授業の進め方などを中心に各項目をそれぞれ5段階で評価する。

### （評価項目等の見直し）

第6条 毎年、評価項目を適宜見直していくことで、学生の様々なニーズに応える内容に改善していく。

### （評価結果の利用や公表）

第7条 教員の個人評価が中心となるため、詳細な内容は公表しない。

2 校長はアンケート結果のまとめをホームページに掲載する。

3 当面の間、人事考課の資料として使用しない。